

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年1月1日 10時50分ごろ
発生場所	山口県上関町長島北東方沖 亀岩灯標から真方位088° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯33° 51.8′ 東経132° 06.8′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、波を受けて浸水し転覆した。
事故調査の経過	令和6年4月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.45m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 下関地方気象台が、1月1日08時に発表した山口県東部の天気予報は、下記のとおりであった。 今日 北の風 日中 東の風 晴れ 時々 曇り 波 1m 後 0.5m
事故の経過	本船は、定員が2人のミニボートで、操縦者及び同乗者2人（以下「同乗者A及び同乗者B」という。）が乗り、釣りをを行う目的で、操縦者が船尾側に腰を掛けて船外機の操作を行い、同乗者A及び同乗者Bを船首側に横並びに腰を掛けさせ、山口県平生町唐釜付近の釣り場に向けて同町尾国の船溜まりを出航し、陸岸から約50m離して海岸線に沿って航行していた。 本船は、定員（2人）を超えて乾舷が約15cmとなった状態で、約3～5km/hの対地速力で南南西進中、船首方から波高約0.5mの波を受けて浸水し、左舷側に腰を掛けていた同乗者Aが、驚いて立ち上がろうとしてバランスを崩し、左舷側に傾いて転覆し、乗船者全員が落水した。（写真1参照）



写真1 本船

乗船者は、クーラーボックスに掴まるなどして全員が付近の海岸に泳ぎ着いた。

付近の道路を走行中の車の運転者は、転覆している本船に気が付き、118番通報を行うとともに119番通報を行った。

操縦者は、約35年前に本船を中古で購入し、ほとんどが1人で年に約2～3回釣りに出掛けていたが、本事故発生場所付近の海域を航行するのは初めてであった。

操縦者は、本船を購入した際、取扱説明書を読まずに売却者から定員が3人と聞いており、その後、取扱説明書を紛失したこともあって、本事故時、本船の定員が3人であると思っていた。

乗船者の体重は、操縦者が約62kg、同乗者Aが約60kg、同乗者Bが約30kgであった。

操縦者は、本船に3人が乗船するのが初めてで、船首喫水よりも船尾喫水の方が大きい（船尾トリム）と感じていた。

操縦者は、本事故発生当日の08時30分ごろ、インターネットで気象情報を入手した際、波浪注意報等も出ておらず、天候も晴れとの予報であり、出航前に海上を眺めたところ、波が穏やかだったので、釣りに出掛けても大丈夫と思い、出航した。

乗船者の救命胴衣の着用状況は、操縦者が、乗船者3人分の救命胴衣を用意していたが、本船を車から降ろすことや釣り道具の準備を行うことに気を取られていたので、救命胴衣を積み込むことを失念しており、全員が着用していなかった。

操縦者は、携帯電話を胸ポケットに入れて所持していたが、転覆して海上に投げ出された際に紛失した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

分析

本船は、定員を超える人員が乗船して乾舷が低くなった状態で、釣り場に向かって航行中、船首方から波高約0.5mの波を受けて浸水した際、左舷側に腰を掛けていた同乗者Aが驚いて立ち上がろうとしてバランスを崩したことから、左舷側に傾いて転覆したものと考えられる。

操縦者は、本船の定員が3人であると思い込んでいたことから、定

	<p>員を超える人員を乗船させていたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、約35年前に本船を中古で購入した際、取扱説明書を読まずに売却者から定員が3人と聞いていたことから、本船の定員が3人であると思い込んでいたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、定員を超える人員が乗船して乾舷が低くなった状態で、釣り場に向かって航行中、船首方から波高約0.5mの波を受けて浸水した際、左舷側に腰を掛けていた同乗者Aが驚いて立ち上がろうとしてバランスを崩したため、左舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、舷縁が低く、不安定で傾きやすいので、乗船者は航行中に立ち上がったたりしないこと。 ・ミニボートの操縦者は、波を受けた際、舷縁が低く浸水しやすいので、同乗者に驚いて立ち上がることがないように、出航前に十分に説明をしておくこと。 ・ミニボートの操縦者は、取扱説明書などで定員を把握した上で、定員を超えて乗船させないこと。 ・ミニボートの乗船者は、救命胴衣を着用すること。 ・ミニボートの操縦者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に着け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

